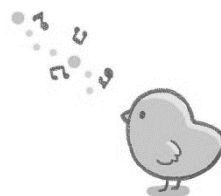
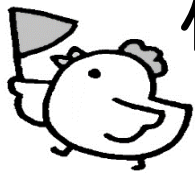


東大阪市ファミリー・サポート・センター事業概要

< 目 次 >

相互援助活動の手引き	1
会員登録について	2
援助活動の内容	3~4
会員の約束	5
会員登録後の活動の流れ	6~7
利用料金	8
利用料金の計算方法	9~10
安全チェックリスト	11
補償保険制度について	12
登録内容の変更について、退会について	13
東大阪市ファミリー・サポート・センター会則	14~17





相互援助活動の手引き



<事業内容>

ファミリー・サポート・センター（以下、センター）は、子育ての応援をしたい人（援助会員）と子育ての応援をしてほしい人（依頼会員）がセンターへ会員登録いただき、会員同士が互いに助け合いながら地域の中で子育てに関わる相互援助活動を行っていくための事業です。また、会員同士の情報交換や交流を図れる場の提供もしています。

<注意事項>

・援助活動は、会員間の「準委任契約」に基づいて、依頼された内容の範囲内で行うものであり、専門的な保育を行うものではありません。

・援助活動は、会員同士の合意により決定して行うものです。援助活動中に事故が起きた場合は、基本的に当事者間で解決していただくことになります。

※ 準委任契約とは・・・相互援助活動は、援助会員が委任により（依頼会員）に代わって子どもに保護養育を行うものです。よって、援助会員は法律の関係で言えば保育委任契約関係にあるといえます。民法上、委任契約は法律行為をすることを委任した場合を指しますが、相互援助活動は法律行為ではなく、事実行為（保育）の委任となるので準委任契約ということになります（民法第643条、民法第656条）

会員登録について

センターの会員にご登録いただきありがとうございます。会員の条件は下記になります。

- ◆ 依頼会員（東大阪市在住）
 - ・小学6年生までの子どもを持つ保護者。

- ◆ 援助会員（東大阪市及び近隣市在住の20歳以上）
 - ・活動内容にご理解いただける方。
 - ・心身共に健康で子育て支援で社会の役に立つことを考えている方。

- ◆ 両方会員（東大阪市在住で20歳以上）
 - ・依頼会員と援助会員を兼ねる方。

※いずれの会員も性別・資格は問いません。

※援助会員及び両方会員は、センターの実施する「援助会員養成講座」を受講していただきます。

更新は3年ごとに行います。



援助活動の内容

《送迎・預かりのサポート》 対象年齢：概ね生後 3 ヶ月以上

- ◆ 保育所(園)・幼稚園の開始前、終了後の預かり。
- ◆ 保育所(園)・幼稚園・習い事等への送迎。
- ◆ 保育施設の休日時の預かり。
- ◆ 留守家庭児童育成クラブ後や学校の放課後の預かり。
- ◆ 保護者の傷病、看護、冠婚葬祭時の預かり。
- ◆ 兄姉の学校行事に参加するための預かり。
- ◆ 会員が育児疲れのリフレッシュなどを計るための預かり。



《訪問保育》 対象年齢：新生児～6 ヶ月まで（多胎児は 1 才まで）

- ◆ 援助会員が依頼会員の自宅へ訪問し、サポートを行う。
 - ・ 沐浴の補助
 - ・ 依頼会員が家事や休息をとっている間の育児サポート
 - ・ 検診時の付き添い（病気の際の病院の付き添いは不可）

料 金：通常の利用料金設定と同じ。（交通費は別途）

時 間：援助会員が依頼会員の自宅へ着いてから、自宅を出るまで。

- ※ 訪問保育は自宅に保護者がいることが原則です。
- ※ 援助会員と子どもだけにして外出や援助会員が家事援助（例：掃除・洗濯・食器洗い等）を行うことはできません。

【注意事項】

- * 子どもを預かりは、原則「援助会員の自宅」で保育を行います。
- * 援助活動は、宿泊を含む預かりは行いません。
- * 子どもが病気の時には、援助はできません。
例)・子どもが熱発で保育園を早退するので、代わりにお迎えに行ってほしい。→×
 - ・代わりに病院に連れて行ってほしい。(熱・風邪・怪我等も不可)→×
 - ・子どもが風邪気味なので風邪薬を飲ませてほしい。→×
- * 子どもの引き渡しは、「大人から大人へ」とします。留守宅への送迎は行いません。
- * センターで行う援助活動は、あくまでも一時的・短時間の補助的なものです。援助会員に過度な負担をかけることがないようにお願いします。
- * 台風・暴風時等の警報時のサポートについて、援助会員の了承のもとで活動していただくことは可能です。
また、警報時に保育施設や小学校が休園・休校になった場合の預かりは、保護者が子どもを援助会員宅へ連れて行くようお願いしています。

会員の約束

《会員共通》

- 1) センターの援助活動の趣旨を理解し、決まりを必ず守りましょう。
- 2) 個人情報を含め、お互いのプライバシーを守りましょう。
- 3) 事前打ち合わせは、指定の用紙にそってお互い十分に行ってください。
- 4) 援助活動は、会員同士の信頼関係で成り立つものです。約束した時間や援助活動内容は必ず守りましょう。
- 5) 常に子どもの安全に気をつけましょう。
- 6) 援助活動は、会員同士の話し合いにより決定し、行うものです。援助活動中に事故が起きた場合は、基本的に当事者間で解決していただくこととなります。事故のないよう、お互いに十分配慮しましょう。
- 7) 万が一の緊急時や、災害時の連絡方法を話し合っておきましょう。
- 8) 登録説明会の内容を十分理解し、援助活動を行ってください。
- 9) 活動中は、会員証を常時携帯して下さい。

《援助会員》

- 1) 自分にできる範囲内で無理のない援助活動をして下さい。
- 2) 健康管理に十分留意しましょう。
- 3) 保育所（園）への送迎時は、必ず施設側に会員証を提示して下さい。
- 4) 車を使っての送迎は基本できません。公共交通機関等をご利用下さい。
- 5) 活動中に事故が発生した場合は、書類の手続き上、速やかにセンターに報告して下さい。（時間外の場合は翌朝、休日の場合は休日明けの朝一番で連絡。）
- 6) 活動後は、1ヶ月分の活動報告書をまとめて、翌月5日（5日が土曜、日曜または祝日の場合は翌日）にはセンターにご提出して下さい。

《依頼会員》

- 1) センターの連絡なしに、会員同士で内容の異なる援助活動の交渉を行わないで下さい。センターを通さない活動の事故については補償保険が適用されません。
- 2) 依頼した援助内容以外のことは、要求しないで下さい。
- 3) 気になること・してほしくないことがあれば事前に援助会員に伝え、誤解によるトラブルや事故が生じないようにしましょう。
- 4) 依頼する当日は、子どもの健康状態を十分に把握し、体調が悪いときは子どもの状態を一番に考えましょう。
- 5) 保育所（園）等への送迎を依頼するときは、必ず施設側へ事前に連絡しておいて下さい。

会員登録後の活動の流れ

～援助活動が必要になったら～

① 援助申し込み

依頼会員に援助が必要となった際、センターへ依頼のご連絡をして下さい。

② 援助活動依頼相談

依頼のご相談をセンターから援助会員へご連絡いたします。

※援助会員が見つからず、すぐに連絡できない場合があります。

③ 援助会員紹介

援助会員が見つければ、依頼会員と援助会員へ紹介書(相手の連絡先等)を送付いたします。

依頼会員は紹介書が届けば、速やかに援助会員へ連絡を入れて下さい。この時、事前打ち合わせの日程調整を双方で行って下さい。

④ 事前打ち合わせ

援助会員の自宅にて、子ども同伴で事前打ち合わせを行います。

※援助当日を想定し詳しい調整を行って下さい。

※保育施設への送迎の場合は、施設関係者への説明・登園(登校)や降園(下校)の手順や送迎場所の確認などをして下さい。

※食事の提供・交通費の発生等ある場合は、料金の確認をして下さい。

ペア登録を行いますので、依頼会員は必ず事前打合せが終わった旨センターへ報告して下さい。

【注意事項】

ペア登録後のサポート依頼(※同じ内容に限る)は、直接援助会員に都合を伺いご依頼して下さい。ご依頼日が決まれば活動前日までにセンターへ「会員番号」・「名前」・「子どもの名前」・「依頼日時」・「内容」・「援助会員の名前」をお伝え下さい。

⑤ 援助活動実施 (12月29日～翌年1月3日の活動は除く。)

実際の援助活動を会員間で行って下さい。

※援助会員は会員証を必ず携帯して下さい。

⑥ 活動報告書確認

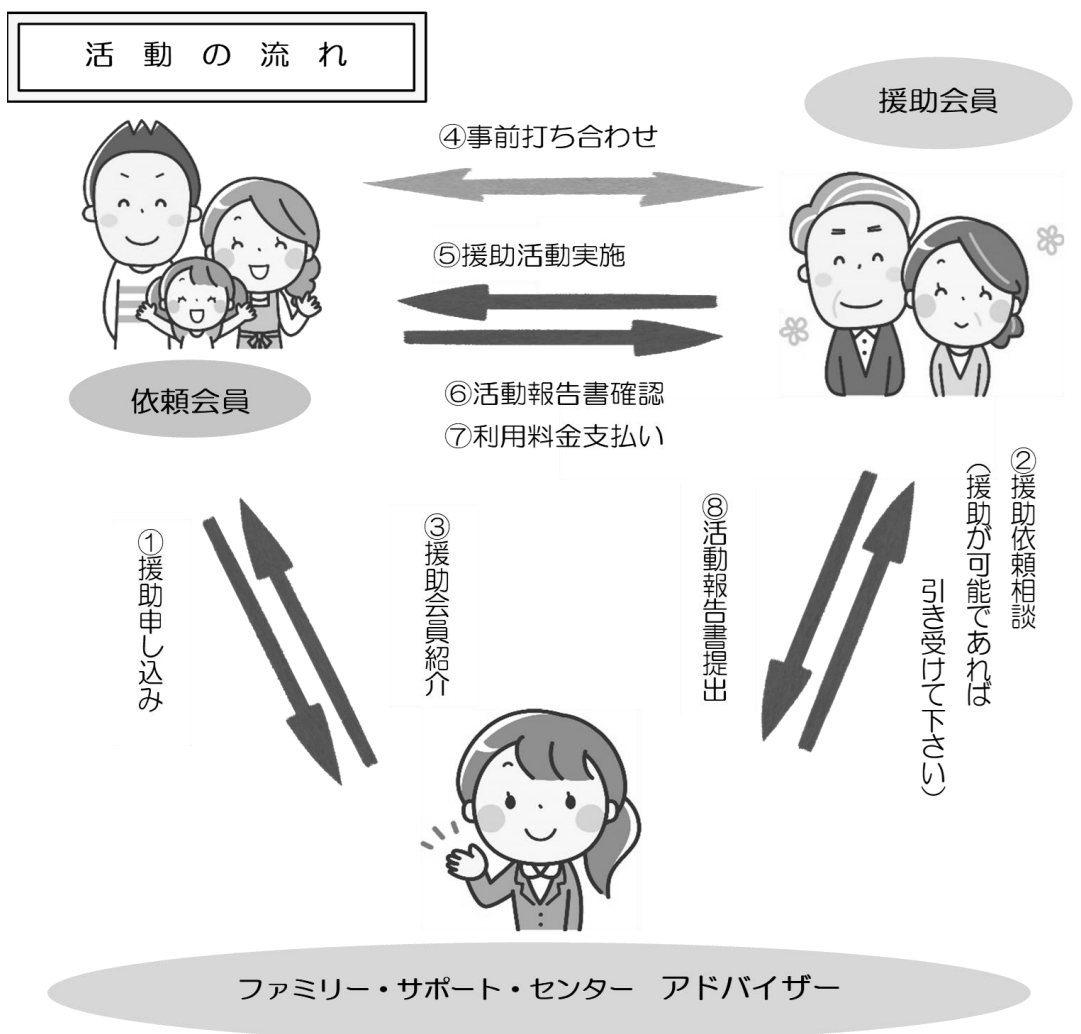
援助が終了したら、援助会員は活動報告書を記入して下さい。
依頼会員は子どもを迎えに行った時に、援助会員が提示する活動報告書を確認し、3枚すべてに捺印して下さい。
援助会員は依頼会員へ、報告書の控えを渡して下さい。

⑦ 利用料金支払い

依頼会員は援助会員へ直接、利用料金を基本的にはその都度渡して下さい。
※子どもの前では封筒に入れていただく等の配慮をお願いします。
※金銭の受け渡しに関しましては、センターは関与いたしません。

⑧ 活動報告書提出

援助会員は、活動報告書を翌月5日（5日が土曜、日曜または祝日の場合は翌日）にはセンターにご提出して下さい。



利用料金

東大阪市ファミリー・サポート・センター会則第13条（16ページ）に規定する利用料金表／
基準時間1時間（子ども1人あたり）※活動可能な時間は、原則7時～22時までの間です。

平日	7時～20時	1時間	700円
	20時～22時	1時間	800円
土曜・日曜・祝日		1時間	800円

- ◆ 最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間とみなします。
- ◆ 1時間を超える活動については、30分以内は上記の半額とし、30分以上1時間以内までは1時間とし、加算して下さい。
- ◆ 複数の子ども（兄弟姉妹に限る）を預ける場合は、2人目からの利用料金が半額となります。

<食事代等>

食事・おやつ・ミルクは、なるべく依頼会員が用意した物を提供して下さい。やむをえず用意ができない場合は、上限300円までとする実費の取り決めをして下さい。

<交通費>

援助活動にかかる交通費については、依頼会員が往復分の実費を負担して下さい。

公共交通機関を利用する援助については、援助会員宅の最寄り駅からの時間を含み、子どもを依頼会員へ引き渡した時までとなります。

<取り消し料（キャンセル料）>

次のとおり依頼会員が援助会員にお支払い下さい。

日付	キャンセル料
前日までの取り消し	無料
当日の取り消し	利用料金の半額
無断取り消し	利用料金の全額
気象警報発令	無料

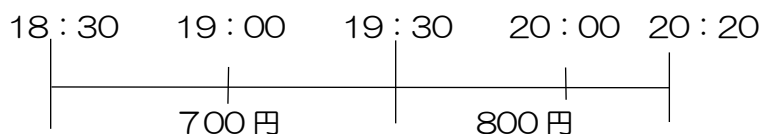
※取消理由が依頼会員、援助会員、気象警報、いずれの都合であっても、必ず依頼会員からセンターに取り消しの報告をして下さい。

利用料金の計算方法

例1 18時30分から20時20分まで預かった。

援助活動時間 18:30~20:20 (1時間50分)

計 算 方 法 $700\text{円} \times 1\text{時間} + 800\text{円} (50\text{分}) = 1,500\text{円}$



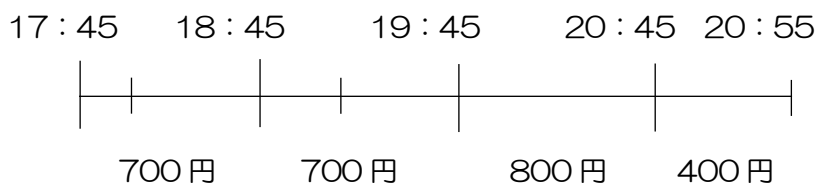
※1時間以内の援助活動はすべて1時間とみなします。

※援助活動が少しでも基本時間外(20:00以降)にかかった場合は、1時間あたり800円で計算して下さい。

例2 17時45分に援助会員は保育所へ迎えに行き20時55分まで預かった。

援助活動時間 17:45~20:55 (3時間10分)

計 算 方 法 $700\text{円} \times 2\text{時間} + 800\text{円} \times 1.5\text{時間} = 2,600\text{円}$



※送り迎えをする場合、依頼子どもと会った時点から援助終了時点(依頼会員が迎えに来た時間)までが、援助活動時間となります。

例3 8時30分に援助会員は自宅にて子どもを預かり、9時00分に幼稚園へ送った。同じ日の14時00分に援助会員は幼稚園へ迎えに行き、14時40分に依頼会員宅へ子どもを送った。

援助活動時間 8:30~9:00 (30分)

14:00~14:40 (40分)

計 算 方 法 700円×1時間+700円×1時間=1,400円



※連続した時間ではないため、料金は別々で計算して下さい。

※送迎でも30分を超えた場合は1時間あたりの利用金額に準じます。

例4 きょうだい1人目を15時30分に預かり、2人目を16時30分から18時00分まで預かった。

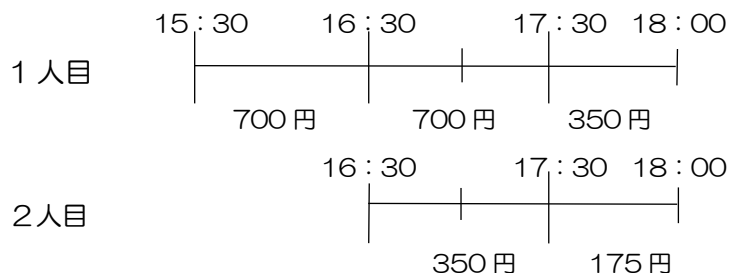
援助活動時間 15:30~18:00 (2時間30分)

16:30~18:00 (1時間30分)

計 算 方 法 700円×2.5時間=1,750円

350円×1.5時間= 525円

合計 2,275円



※きょうだいを預かる場合は、2人目から半額になります。

～援助活動を安全に行うために～
安全チェックリスト

会員一人ひとりが十分注意を払って、安全に援助活動を行ってください。

1	火災や地震の際の避難場所は知っていますか。	<input type="checkbox"/>
2	119番を呼ぶ際に必要となる情報（活動場所の住所、目印となる建物）について把握していますか。	<input type="checkbox"/>
3	緊急連絡先（依頼会員、センター、かかりつけ医など）を控えていますか。	<input type="checkbox"/>
4	階段や段差のあるところには、子どもが落ちないように対策がしてありますか。	<input type="checkbox"/>
5	ドアがバタンと閉まらないような対策がしてありますか。	<input type="checkbox"/>
6	たばこ、薬、ライター、化粧品、洗剤、刃物などを子どもの手の届かないところに置いてありますか。	<input type="checkbox"/>
7	硬貨、ピアスなどの小物、あめ玉、ピーナッツなど子どもがのみこんでしまうようなものは子どもの手の届かないところに置いてありますか。	<input type="checkbox"/>
8	ビニール袋やラップなどを子どもの手の届かないところに置いてありますか。	<input type="checkbox"/>
9	熱いお茶、ポット、鍋、アイロンなどを子どもの手の届かないところに置いてありますか。	<input type="checkbox"/>
10	反射式石油ストーブやファンヒーターなどは、子どもの手の届かないような対策がしてありますか。	<input type="checkbox"/>
11	浴槽や洗濯機に水を溜めたままにしませんか。浴室に鍵をかけるなど、子どもが1人では中に入れないような対策がしてありますか。	<input type="checkbox"/>
12	子どもがベランダや窓から外に飛び出さないように踏み台となるような物を片づけましたか。ひとりで出ないように鍵をかけましたか。	<input type="checkbox"/>
13	子どもをベビーベッドなどの高いところに寝かせる場合、転落防止のための対策はとってありますか。	<input type="checkbox"/>
14	子どもの寝床にぬいぐるみやタオルなど、口や鼻をふさぐ危険があるものを置いていませんか。	<input type="checkbox"/>
15	ブラインドの紐は子どもが首をひっかけてしまわないように、子どもが届かない高さでくくってありますか。	<input type="checkbox"/>

※子どもは大人が考えていないような行動をする事があります。決して目を離さないようにしましょう。

補償保険制度

会員になると自動的に下記の保険に加入することになります。新生児訪問保育の活動は非営利・有償活動団体保険で対応いたします。保険料は、センターで負担いたします。

◆ 会員傷害保険

援助会員が、センターの紹介による保育サービス（援助活動）の提供中や、保育サービスを提供するために、自宅と保育を受ける子ども宅や保育所（園）等の往復途上（自宅との通常の経路）において、傷害を被った場合に補償するものです。

◆ 賠償責任保険

会員が、保育サービス提供中に、監督ミスや提供した飲食物などが原因で、子どもや第三者の身体または財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任が生じた場合に負担する賠償金などを補償するものです。

【注 意】会員が運転する自動車・バイク等による事故については、賠償責任保険の対象にはなりません。

◆ 依頼児童傷害保険

依頼会員の子どもが、保育サービスを受けている間に、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被った場合に、サービス提供会員（援助会員）の過失の有無に関わらず、補償するものです。

◆ ファミリー・サポート・センター研修・会合傷害保険

センターが主催する会合開催中、会合会場への往復途上（自宅との通常の経路）に於いて、参加者が傷害を被った場合に補償するものです。

◆ 非営利・有償活動団体保険

援助会員の傷害補償と賠償補償がセットになっている保険です。新生児訪問保育の活動に適用され、援助会員の傷害と賠償責任のみ補償されます。

【お見舞金制度】

- ・ 依頼会員の子どもが援助会員宅で物を壊した場合
 - ・ 援助会員の家族が依頼会員の子どもにケガを負わされた場合
 - ・ 援助会員、依頼会員の子どもが熱中症にかかった場合、等に適用されます。
- ただし、ケースによっては適用されないこともあり、限度額もあります。

幼児教育・保育の無償化について

ファミリー・サポート・センター事業も対象となります。

詳細・お問合せ・申請は、

東大阪市役所 子どもすこやか部 事務センター 無償化担当

TEL：06-4309-3322 へお願いします。

登録内容の変更

登録内容に変更が生じたときは、必ずセンターに連絡して下さい。

- 会員共通 (例) 住所、電話番号が変わった
- 依頼・両方会員
(例) 子どもの在籍施設(保育所・幼稚園・小学校)が変わった
登録時以降の子どもの誕生 など

退会手続き

退会する場合は、センターへ会員証を添えて退会届を提出して下さい。

＜別紙「Q&A」退会届＞

- 援助会員 (例) 市内在住ではなくなった
諸事情のため援助活動ができなくなった など
- 依頼会員 (例) 市内在住または通勤、通学でなくなった など

※小学校を卒業した子どもは援助活動対象外となりますので、速やかに退会手続きを行ってください。

※センターからの郵送物が宛先不明となり返却され、連絡がつかなかった場合は退会手続きを取らせていただきます。

(名 称)

第1条 本会は、東大阪市ファミリー・サポート・センター（以下「センター」という。）という。

(目 的)

第2条 東大阪市ファミリー・サポート・センター事業（以下「事業」という。）は、東大阪市内において育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者を組織化し、相互扶助の精神に基づき援助活動を行うことにより、仕事と家庭の両立ができる環境づくり及び地域での子育て支援に資することを目的とする。

(事業の内容)

第3条 センターは前条の目的を達成するため、次の各号における業務を行うものとする。

- (1) 会員の募集・登録その他の会員組織業務に関すること。
- (2) 相互援助活動の調整に関すること。
- (3) 会員に対して、相互援助活動に必要な基礎知識を付与するための講習会・研修会等の開催に関すること。
- (4) 会員相互の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会等の開催に関すること。
- (5) アドバイザーとサブ・リーダー及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) 広報誌を発行するなど広報業務に関すること。
- (7) その他、センターの目的の達成や運営のために必要な業務に関すること。

(会 員)

第4条 会員は事業及びセンターの趣旨を理解し、育児の援助を行いたい者（以下「援助会員」という。）、または育児の援助を受けたい者（以下「依頼会員」とする）であって、センターの承認を得た者とする。

1. (1) 依頼会員は東大阪市在住の小学6年生までの子どもを持つ保護者とする。
(2) 援助会員は、熱意を持って育児援助を行いたい者で、東大阪市及び近隣市に在住する20歳以上の健康な者とする。
2. 会員は、相互に援助活動を行う者とする。
3. 会員は、相互援助活動により知り得たほかの会員に関する個人情報を第三者に漏らしてはならない。また、退会後も同様とする。
4. 会員は、センター及び相互援助活動を政治、宗教、営利目的に利用してはならない。
5. 会員は、センターの目的や趣旨に反する行為を行ってはならない。

(入 会)

第5条

1. 会員として入会しようとする者は、所定の申込書（様式1号）をセンターに提出しなければならない。
2. 会員は、入会時センターが指定する講習等を受講しなければならない。
3. センターは、前項の講習等を受講した者を会員として登録し、会員証を発行する。
4. 援助会員と依頼会員は、これを兼ねることができる。

(保 険)

第6条

1. 相互援助活動中に生じた事故については、当事者である会員間において解決するものとし、センターは責任を負わない。
2. 会員は、ファミリー・サポート・センター補償保険に一括して加入するものとし、保険料についてはセンターが負担するものとする。
3. 相互援助活動中の事故による、会員または会員の子ども等に対する補償については、前項の補償保険の補償の範囲内とする。

(退 会)

第7条

1. 会員が退会しようとするときは、センターに退会届（様式3号）を提出しなければならない。
2. 会員は退会に際して会員証及びセンターが指定する書類などを返還しなければならない。

(会員登録の抹消)

第8条 センターは会員が次の各号に該当するときは、会員の登録を抹消することができる。

- (1) 第4条第1項に規定する会員の要件を欠いたとき。
- (2) 第4条第3項から第5項の規定の内容に違反したとき。

(アドバイザー及びサブ・リーダー)

第9条

1. 事業を円滑に運営するために、センターにアドバイザーを置く。
2. アドバイザーは第2条の業務に関する事務を行う。
3. アドバイザーはサブ・リーダーを選任することができる。
4. サブ・リーダーはアドバイザーの指導により地域グループで相互援助活動の調整を行うことができる。

(相互援助活動内容)

第10条

1. 相互援助活動は、次の号にあげるものとし、その対象は概ね生後3ヶ月から小学6年生までの子どもとする。
 - (1) 保育所（園）及び幼稚園（以下「保育施設」という。）や学校開始時まで子どもを預かること。
 - (2) 保育施設等や留守家庭児童育成クラブ終了後または学校の放課後、子どもを預かること。
 - (3) 保育施設等と会員宅間において、子どもの送迎を行うこと。
 - (4) 子どもが病後等のとき、臨時的・突発的に子どもを預かること。
 - (5) 冠婚葬祭や学校行事等の際に子どもを預かること。
 - (6) 子育てを離れ、スポーツや買い物・講演会などに行くなど、会員がリフレッシュする時間を持つために子どもを預かること。
 - (7) その他の育児の援助が必要なときに、子どもを預かること。
 - (8) 子どもを預かる場所は、原則として援助会員の自宅とする。ただし、依頼会員と援助会員との間で合意がある場合は、この限りではない。
2. 新生児から生後6ヶ月（多胎児の場合は1歳未満）までの子どもについては、次の号にあげる訪問保育援助活動を行うことができる。
 - (1) 依頼会員の自宅で保育の援助を行うこと。
 - (2) 子どもの健診や外出など付き添いをする事。

(相互援助活動の活動日及び時間)

第11条

1. 相互援助活動を行う日は、年末年始（12月29日から翌年1月3日）を除く日とする。
2. 相互援助活動を行う時間は、午前7時から午後10時までの間で、依頼会員の必要な時間とする。
3. 相互援助活動を行う日・時間は、両会員合意の上で、センターに報告し、必要最小限の範囲で相互援助活動をすることができるものとする。
4. 宿泊を伴う援助活動はできないものとする。
5. 相互援助活動の時間は、次の時間をいう。
 - (1) 自宅で預かる場合は、援助会員が子どもを預かった時から、依頼会員が子どもを迎えにきた時までとする。
 - (2) 保育所（園）等への送り迎えの場合は、援助会員が保育所（園）等から子どもを預かり、依頼会員へ引き渡した時までとする。
 - (3) 公共交通機関を利用する援助については、援助会員宅の最寄り駅からの時間を含み、子どもを依頼会員へ引き渡した時までとする。
 - (4) 訪問保育援助の場合は、援助会員が依頼会員宅へ到着した時から依頼会員宅を出る時までとする。外出の同伴等については、依頼会員と会った時から別れる時までとする。

(相互援助活動の実施方法)

第12条

1. 依頼会員は、援助を必要とする場合には、センター（サブ・リーダーが置かれている場合にはサブ・リーダー）に対して援助依頼の申し込みをしなければならない。
2. 前項の申し込みを受けたアドバイザーまたはサブ・リーダーは、申し込み内容にふさわしいと認められる援助会員に連絡する。
3. 依頼会員は、依頼内容以外の援助を援助会員に求めてはならない。
4. 援助会員は、相互援助事業活動終了後、活動報告書（様式4号）等を作成し、依頼会員の確認を受けなければならない。
5. 援助会員は前項の報告書等を毎月、センターに（サブ・リーダーが置かれている場合はサブ・リーダーを経由して）報告しなければならない。

(相互援助活動の利用料)

第13条 依頼会員は、援助会員に対して援助終了後、別に定める基準（別表）に従って利用料を支払わなければならない。

(事務局)

第14条 当センターの事務局は、社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会 ボランティア・市民活動センター内に置くものとする。

(別表 相互援助活動の利用料)

1. 会則第13条に規定する利用料は、基準時間を1時間とし、子ども1人1時間について次の表の通りとする。

月曜日から金曜日（祝日を除く）の 午前7時から午後8時まで	1時間あたり700円
上記の時間帯以外、 土曜日・日曜日・祝日	1時間あたり800円

2. 援助活動開始から最初の1時間までは、それに満たない場合でも1時間とみなして算出する。
3. 時間を延長したときは、延長時間が30分以内の場合は1の表の半額とし、30分を超え1時間までは1時間として算出する。
4. 利用の取り消しに伴う取り消し料は、次の通りとする。

前日までの取り消し	無 料
当日取り消し	利用申込み時間分の利用料の半額
無断取り消し	利用申込み時間分の利用料の全額

5. 援助活動にかかる交通費については、依頼会員がその実費を負担することとする。
6. 必要な食事（ミルク）や、おやつ及びおむつ等については、原則として依頼会員が用意することとするが、やむを得ず援助会員が用意したときは、依頼会員がその実費を負担することとする。
7. 複数の子ども（兄弟姉妹に限る）を預ける場合は、同じ内容の依頼であれば、二人目からの利用料金は半額とする。
8. 警報時や感染症等のため休園・休校となった場合のキャンセルであれば、取り消し料はかからないこととする。

附 則

この会則は、平成15年7月1日から施行する
平成18年1月1日から一部変更
平成21年4月1日から一部変更
平成31年4月1日から一部変更
令和 3年4月1日から一部変更
令和 5年4月1日から一部変更

東大阪市ファミリー・サポート・センターの個人情報保護に関する基本方針

1. 個人情報の取得

当センターは、十分な安全管理措置を講じたうえで、東大阪市ファミリー・サポート・センター会則のセンター事業、業務及び相互援助活動上必要な範囲で、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

2. 個人情報の利用目的

当センターは、取得した個人情報を、東大阪市ファミリー・サポート・センター会則のセンター事業、業務及び相互援助活動の遂行に必要な範囲内で利用します。その他の目的に利用することはありません。

上記の利用目的の変更は、相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲においてのみ行い、変更する場合には、その内容を各個人に対し、原則として書面等により通知します。

3. 個人データの安全管理措置

当センターは、個人データの漏洩、滅失又ははき損の防止その他の個人データの安全管理のため、安全管理に関する取扱規程等の整備及び実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、正確性・最新性を確保するために必要かつ適切な措置を講じ、万が一、問題等が発生した場合は、速やかに適当な是正対策をします。

4. 個人データの第三者への提供

当センターは、個人情報を第三者に提供するに当たり、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

- 1) 法令に基づく場合
- 2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（事故の安否情報の確認）災害
- 3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要である場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（児童虐待情報など）伝染病
- 4) 国及び地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき（犯罪捜査の協力等）